

令和2年度
福島区地域活動協議会
補助金説明会

福島区役所市民協働課（地域活動支援）
福島区まちづくりセンター

はじめに

地域活動協議会（地活協）について

地域活動協議会は、行政の行き届かない公共的な役割（準行政的な役割）を担うとともに、地域の声を集め、調整し、発信する役割（総意形成の役割）も果たすなど、住みよい地域づくりに大きく貢献しています。

地域活動協議会補助金について

地域活動協議会の役割を果たすために欠かせない補助金ですが、大阪市の市税が財源となっているため、その使用については様々なルールがあり、主な考え方は次のとおりです。

①公正性を確保する

特定の人（「地域振興会加入者」等）だけのために使うことはできません。各事業の目的に沿った使い方であれば対象者を限定（「地域の高齢者」等）することは可能です。

②適正な用途で使う

補助金は「事業に必要な経費」でしか使えません。

曖昧な基準ですが「第三者から『必要』と見えるか」が目安です。

③情報の透明性を確保する

支出した経費の決算等にかかる情報（書類）は一般の方が希望する場合は原則として公開する必要があります。

1 特定の事業について

(1) 「地域高齢者活動拠点」について

地活協とコミュニティセンター等（以下「コミセン等」）との間で費用分担のルールを必ず決め、書面（覚書等）に残し、決算書類の提出時に必ず毎年添付してください。地活協とコミセン等で経費を按分する場合は、店舗等への支払いを確認するレシート等のほか、地活協とコミセン等の間で精算が行われたことが確認できる領収書が別途必要となります。

(2) 共催で行う事業について

補助金ができるのは「地域活動協議会の活動」にかかる経費だけです。

地域振興会など、個々の団体と共催で実施するイベント、名入れが併記となる物品購入などは費用負担の考え方を問われることとなります。

特にチラシ・ポスター、看板等を作成する場合は表記にご注意ください。

(3) 毎年通年で実施する事業について

広報用のチラシ、ポスターの製作費（コピー代を含む）のうち、翌年度4月開催分の経費は前年度の補助対象経費として取り扱うことができます。

傷害・賠償等保険料のうち、翌年度4月開催分にかかる経費は前年度の補助対象経費として取り扱うことができます。

※原則として上記の取り扱いとしますが、いずれの場合にも事前に「まちづくりセンター」「区役所」に相談・確認をしてください。

2 事業の変更等について

補助事業の内容等を変更する場合、「軽微な変更」の場合を除いて、「福島区地域活動協議会補助金変更承認申請書」の提出が必要となります。

●申請書提出時に必要な書類

- ① 福島区地域活動協議会補助金変更承認申請書
- ② 補助事業の変更が決定された会議等の議事録（臨時総会等）
- ③ 変更前・後の「地域活動協議会補助金事業計画書及び予算書（総括表）」

●軽微な変更

- ① 福島区地域活動協議会補助金事業計画書のうち「事業の主な目的、事業効果及び検証内容等」以外の項目の変更
- ② 交付決定額内での活動事業にかかる活動費補助金の予算流用

【新型コロナウイルスの影響による事業中止について】

「新型コロナウイルス」の影響により中止された事業については、変更申請の提出が必要となります。

3 担い手の拡大について

今後も引き続き、安定した地域運営を行ううえで「担い手の拡大」は必須であるため、チラシ・アンケート・啓発文等の作成やホームページ・SNS発信の際には積極的に担い手募集の一文を記載していただきますようお願いいたします。

【担い手募集の例文】

- ・お手伝いに興味のある方は〇〇地域活動協議会までご連絡ください。
- ・地域の活動に積極的にご協力いただける方を募集しております

4 市設建築物のコミュニティセンターについて

市設建築物のコミュニティセンターについては、毎年度光熱水費の「使用量・使用料金」を確認する必要があります。つきましては、使用量を改めて調査・報告していただく手間を省くためにも、**決算書類の添付書類に「使用量」が分かる書類を併せて添付していただきますようよろしくお願いいたします。**

福島区の市設建築物のコミュニティセンターは『野田コミュニティセンター』『吉野コミュニティセンター』『大開集会所』『海老江西コミュニティセンター』となります。

使用量の確認できる書類の例

(電 気)

関西電力株式会社
ご使用量のお知らせ
11月分 従量電灯A
ご使用量 300kWh
請求金額 6,625円
支払期日 11月10日

(ガ ス)

大阪ガス ご使用量のお知らせ
大阪 太郎 様
2020年 3月分
請求予定金額 5,538円
ご使用量 31m³
請求予定日 3月17日

(水 道)

東北電力株式会社
ご使用水量等のお知らせ
11年 11月分
水道 太郎 様
ご使用水量 10m³
請求予定金額 1,650円
請求予定日 11月20日

※契約会社により違いがあると思いますのであくまで参考で掲載しております

5 関係書類の公開について

地域活動協議会補助金にかかる各種関係書類については、「5年間」保存していただく必要があります。令和2年度の書類は「令和8年3月末」まで保存してください。

保存が必要な主な書類は「区役所に提出している書類の原本」となります。

福島区役所ホームページでは、各地域の「事業計画・予算書」「事業報告・決算書」を公開しております。

6 決算書等作成支援ツールについて

地域活動協議会補助金にかかる各種書類作成について、少しでも負担等軽減するために「自動計算」「一部入力の簡素化」等が組み込まれた「決算書作成支援ツール」を作成しております。データについては、USBメモリ等を使い、まちづくりセンターから直接データを受け取ることも可能です。

7 地域活動に役立つ大阪市の各種事業

(1) 市民活動総合ポータルサイト

大阪市市民局が広く地域活動の情報を収集・発信できる仕組みとして「市民活動総合ポータルサイト」というホームページを公開しています。他の地域だけでなく、企業やNPO 団体等の情報も掲載されております。

また、このサイトに登録することで地域の情報発信が可能ですので、もし興味があれば、「区役所地域活動支援担当」までお気軽にご相談ください。

(2) 大阪市市民活動保険

【市民活動保険の対象者】

大阪市関連事業に参加するボランティア

「地域活動協議会」の事業は市民活動保険の対象となっております。

【万が一事故が発生した場合】

対象事業中に万が一事故が発生した場合は、早急に「区役所地域活動支援担当」までご連絡ください。

(3) 地域公共人材

地域公共人材では、様々な知識、ノウハウもった人材を派遣し、地域の困りごとや課題等の解決に向けて支援します。

活用する場合は、地域公共人材バンク活用実績（派遣日・グループ・団体名、派遣先所在区名など）が公表されることを了承した上で、地域公共人材派遣申込書に必要事項を記入し、「区役所地域活動支援担当」までご提出ください。

ポータルサイト



市民活動保険



地域公共人材



